

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号）附則第11条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年11月30日

富山市長 藤井 裕久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八尾地域 杉原地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年11月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	27経営体
・認定農業者数	18経営体 (うち法人 9経営体)
・認定新規就農者	3経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	0経営体
・準担い手	5経営体

4. 地域農業の将来のあり方

個人の認定農業者等が多いため、後継者の育成も含めて、集落営農化や法人化を推進していく。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。